

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(岡田小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
1	岡田小	栄町	1	<p>【行政区加入者減少】に関する市の対策について】 現在栄町行政区は、在住世帯の四割しか行政区に加入しておらず、行政区役員は行政区の運営に大変苦慮しております。 役員が行政区加入促進のためのパンフレットを手作りして戸配したり、行政区独自のイベントでは行政区加入の勧誘を行ったりしていますが、成果が出ないのが現状です。 また近年では、「行政区の加入は強制ではない」ということで退会、未加入者が増加しています。 このままでは、じきに加入者は四割を切ることになると思います。 少子高齢化・核家族化や生活スタイルの変容等に伴い、どこの行政区も役員の担い手不足や行政区の退会・未加入などの課題を抱えていると思います。 行政区が消滅したら、どうなるでしょうか？ 地域のイベントの消失、防犯・防災活動の低下、ゴミ出しのマナー低下、地域の情報伝達の困難が起これると考えられます。 地域のイベントは、地域住民同士の交流の場としての役割も果たしており、その消失は地域のコミュニティの弱体化を招くでしょう。 防災訓練や警察と連携して防犯活動を行っている防犯パトロールは、行政区が消失すれば、これらの活動の頻度や質は低下する恐れがあります。特に災害時には「共助」の部分が弱まる可能性が考えられます。 行政区で管理しているゴミ集積所ですが、行政区がなくなると、ゴミ出しのマナーを守らない人が増え、ゴミのトラブルが地域で増える恐れがあります。 行政区は、回収板や掲示板を通じて地域の情報を伝達していますが、行政区が消滅すれば、それも難しくなるでしょう。特にインターネットに掲載されない地域の情報が伝わりにくくなる可能性があります。 行政区が消滅すると、治安が悪くなるということになります。 そこで、愛媛県大洲市が県宅建協会及び不動産協会と締結した「大洲市における行政区への加入促進に関する協定」に倣い、牛久市でも同じような協定を結ぶことはできないでしょうか？(協定書は別添の通り) 大洲市は、県宅建協会・大洲宅建協会・不動産協会・大洲市自治会連絡会議の間で、行政区への加入促進に対し、お互いに連携して取り組んでいます。 「大洲市における行政区への加入促進に関する協定」に関する記載は、大洲市のHPの通りです。(以下URL) https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/chiikishinkou/66440.html 県宅建協会・大洲宅建協会及び不動産協会は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し加入を進めています。牛久市でも同様の協定の締結をご検討いただきたくお願い申し上げます。 なお、大洲市では、「大洲市地域自治推進条例」を制定し、行政区への加入を促進しています。「大洲市地域自治推進条例」は以下のURLの通りです。 https://www.city.ozu.ehime.jp/reiki/reiki_honbun/r058RG00000901.html これらの条例の制定や協定書の締結は、人々のつながりを大切にしながら、住みよい地域、安全な地域の形成につながると期待できます。</p>	<p>ご意見にございましたとおり、行政区加入率の減少や地域コミュニティの高齢化に伴い行政区活動の維持が難しくなった場合、地域住民同士の連帯意識が薄れ、災害時の共助活動や日常の地域防犯活動の弱体化につながるものと考えております。また、人々の交流が減少することは孤立感を生じさせることにもつながると思われれます。このことにつきましては、市といたしましても重要な課題であるという認識でおりますので、行政区とともに考え支援してまいります。 さて、現在、牛久市では平成13年に牛久市宅建協会に対して、「賃貸集合住宅入居可の行政区加入促進の協力」を区長会長名でお願しておりますが、県宅建協会や不動産協会との行政区加入推進に関する協定は締結しておりません。 なお、県内においては、ひたちなか市等が行政区加入促進チラシの配布を県宅建協会や不動産協会に協力して頂いている事例がございます。 本市では、転入者への行政区加入促進チラシの配布は既に市窓口にて実施しているところでありますが、県宅建協会や不動産協会との協定について先進事例等を踏まえ検討してまいります。</p>	<p>行政区未加入問題については、区長とともに考えていくべき課題であると捉え、次の取組を実施いたしました。 ・令和7年9月3日には、各行政区の活動状況や役員のなり手不足等の課題について、区長が一堂に会し、6人程度のグループに分かれて意見交換を行う情報交換会を実施しました。区長自らが課題解決に向けた意見や事例を共有し、相互の理解を深めました。 ・令和7年12月22日には、茨城県内において多くの自治体で行政区問題に関する講演を行っている講師を招き、講演会を開催しました。これからの行政区の在り方や未加入対策の方向性についてご講演をいただき、今後の取組の参考としました。 ・令和8年2月18日には、市および市自治会連合会において、自治会加入促進のため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会ならびに公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部とそれぞれ協定を締結しているひたちなか市を、区長会長・副会長・事務局にて視察しました。制度の内容や運用状況について理解を深め、3月に開催予定の区長役員会において報告する予定です。</p>	市民部	市民活動課
2	岡田小	栄町	2	<p>【「ごみ集積場」の新設について】 一定戸数以上の住宅地を造成する場合(例えば4戸とか5戸)及びアパート等を新築する場合には、敷地内にゴミ集積場を設置することを市として促すことはできないか。 現状では、限られた集積場所を多くの市民が使用していることや、新設しようにも適切な場所の確保が非常に難しく、新築物件ができるたびに「ごみ集積場のトラブルが増えている。</p>	<p>宅地開発(住宅地の開発)やアパート、マンション等を新設する際は、廃棄物対策課において、開発業者と集積所の設置に関し事前協議をしており、ごみ集積所には、ボックスタイプのごみストックの設置をお願いしております。 集積所を新設する際は、適当な用地が見つけれず、また用地があっても土地所有者の承諾が必要となるため、その確保に苦慮されているケースが多くございます。集積所の新設については、お住いの地域により様々な事情があると思われれますので、廃棄物対策課までご相談ください。</p>	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
3	岡田小	下根ヶ丘	1	<p>地域コミュニティ活動(たまり場)活性化事業のおかげで、当行政区では、25のサークルが活動しており、更にスポーツ大会や文化的イベント等で、自治会館を活用した活動を活発に行っています。 と、ところで、「たまり場」と一方では、社会福祉協議会が主管する「ふれあいサロン」があります。その目的・趣旨などは、ほぼ同じものだと考えます。当行政区では、25のサークルのうち「2つ」のサークルが「ふれあいサロン」として登録できていますが、活動の狙いとするところは、どのサークルもほぼ同じで、近隣も含めた住民同士が自治会館という拠点を中心にして、住民交流を行っているのです。 しかし、なぜ2つのサークルだけ「ふれあいサロン」として社協からの助成金がもらえるのでしょうか？住民の中には疑問を持っている方が多くあります。「たまり場」として活動を展開している所では、たまり場補助金があるので、活動に伴う必要経費はそれで賄えるはずですが、この辺を早急に検討していただき、「たまり場」を展開している行政区については、社協の「ふれあいサロン」に登録できないように制度改定をお願いしたい。</p>	<p>はじめに、牛久市が交付しております「地域コミュニティ活性化事業(たまり場活動)補助金」は、地域住民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与することを目的としており、集会所で行われる「たまり場活動」の年間活動数に応じて補助を行う制度です。補助対象経費としては、集会所の光熱水費や維持管理費など、主に「たまり場活動」を継続していくために必要な経費であり、行政区からの申請により行政区へ交付しております。 次に、牛久市社会福祉協議会より補助金が交付されております「ふれあいサロン普及事業」は、高齢者や障害者及び子育て中の親など、閉じこもりがち・孤立しがちな人たちが地域で健やかに心豊かに暮らせるよう、住民同士が身近な地域を拠点として支えあふれあいの場として活動することを目的としております。補助金は登録された個々のサロンに対し、活動の交流費や消耗品費など、必要経費として賄われております。 これらの補助金につきましては、交付対象団体及び目的が異なりますことから、それぞれの補助金に定められた事業目的・補助対象・趣旨に基づき、今後とも併用してご活用いただくことが可能ですが、補助金の対象経費に複数の補助金が充当される場合には、各々の補助金額の合計が実際の自己負担額を上回ることがないよう制度を精査し、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p>	<p>○市民活動課 他の補助金・助成金との併用は妨げないが、同一経費について補助される総額が当該経費の支出額を超えてはならないことを明記する要綱改正を行いました。 ○社会福祉課 ご意見については市社協にも共有させていただきました。地域福祉の増進のために適切にご活用いただけますようお願いいたします。</p>	保健福祉部 市民部	社会福祉課 市民活動課
4	岡田小	下根ヶ丘	2	<p>【行事及び会議等の日程の事前通知等について】 現在、月の半分程度、仕事に就いている為、前の月半ば前に翌月の勤務シフトが決定し、前月の半ば過ぎでの行事、会議等の通知があっても、シフト勤務が困難である為、欠席せざるを得ない。 計画段階での事前通知か、前月の半ば前に通知があれば助かります。自治会の役員も段々若返りが進んでおり、就労しながら自治会の役員に就いている方々も増加している事ですので、代替えでの出席の難しい。一考をお願いします。</p>	<p>現在、多くの区長宛文書は毎月1日号の広報紙と一緒に配布しております。 区長にご出席いただく行事や会議等の通知も、広報紙配布時に合わせて配布しているところですが、前々月の時点で日程が確定している場合等、速やかにお知らせできるよう関係各課等に周知してまいります。</p>	<p>8月19日付の庁内電子掲示板において、『区長等の会議等の日程の通知について』の文書を掲示し、全庁に対して早めに通知するよう周知いたしました。</p>	市民部	市民活動課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(岡田小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
5	岡田小	東下根	1	東下根と上池台を結ぶ道路には、急な坂があり道路両側の樹木の枝が未管理状態になっていて先がみえづらかったり、落葉で滑りやすくなったりと危険なため、剪定等の対応を要望したい。	過去に複数回、所有者に対し、剪定に関する通知文を送付しておりますが、実施いただけていない状況でございます。これからも引き続き所有者へ粘り強く通知文を送付いたします。なお、通行上支障となるものや、緊急性のある状態を発見または通報があった場合は随時対応してまいります。	今年度につきましては、6月中に通知を送付いたしました。しかしながら7月時点で対応を確認できなかったため、8月に支障のある部分のみ職員で剪定作業を実施いたしました。	建設部	道路整備課
6	岡田小	東下根	2	東下根行政区では、上・下水道が整備されていないため、行政区内の整備の検討を要望したい。	初めに、上水道事業につきましては、市内を供給区域とする茨城県南水道企業団におきましては、かつては普及率向上のため配水管の新設工事を多く行ってきましたが、配水管の老朽化が進んできたことから、近年では老朽化した配水管の更新工事及び耐震化工事にシフトしてきております。従いまして、牛久市内全域を給水区域としてはいるものの、配水管の新設に関する計画は現在のところ策定されていないとのことです。なお、個別の事案に関しては具体的にご要望をいただいたうえで、既設の配水管からの距離や水利用の需要等を勘案し、配水管布設の可否を決めてまいりたいとのことです。上水道が普及しておらず井戸水を飲み水として利用しているご家庭について、市といたしましては井戸水の水质検査を推奨しており、そのための受付窓口を毎月1回(原則第3木曜日)開設しております。加えて茨城県が行う地下水のモニタリング調査や市独自で行う調査等で地下水の状況把握に努めてまいります。次に、下水道事業につきましては、新たなエリアに下水道を整備する際には、大きな幹線管路やポンプ場などの関連施設も整備する必要があり、そのため、膨大な時間と多額の費用がかかります。また、近年の少子化に伴う人口減少や節水機器の進化によって、下水道の使用量が減少し、それに伴い使用料収入も減少しております。加えて、既存施設の老朽化が進み、維持管理費の増大や施設の更新が必須であることから、新たな整備を行うことは、困難な状況ですのでご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、下水道が未整備の地域におきましては、合併浄化槽により生活排水を処理するなど、地域の実情に合わせた整備を国としても推奨しており、環境への負荷の低減にも効果的です。合併浄化槽の設置に際しては補助制度がございますので、ご活用いただければと存じます。	報告なし	環境経済部 建設部	環境政策課 下水道課
7	岡田小	東岡見	1	【コミュニティ補助金の使途項目について】 本年度よりその使途について明確になったのは非常にわかりやすく助かっております。ただし、1万円以上の備品購入が不可になったのには少々困惑しております。それはサークルの新規立上げ時に必要であったり経年劣化に対応する等、最低必要な備品条件が満たされなくなるためです。これでは会館をコミュニティ化する目的に反してしまふと感じます。ぜひ次年度よりは使用目的が明確な備品購入は認めて頂けるよう要望します。	「地域コミュニティ活性化補助金」は、集会所を利用した活動に対し補助金を交付しているところですが、この度の制度改正により、補助金の交付対象経費を明確化いたしました。なお、当補助制度は、補助対象年度内の活動に対して支援を行うものですので、当該年度を超えて使用する備品については補助金対象外経費といたしました。しかしながら、当初、「牛久市物品管理規則」に基づき、「その品質又は形状を変化することなく比較的長期間継続して使用に耐えるもののうち、取得価格が1万円以上のもの」が備品にあたることとしてご説明しておりましたが、一般的な会計上の勘定科目といたしましては、備品は10万円以上のものを指すことから、当補助制度もそれに倣い、税込みの取得価格が10万円未満のものについては、備品として扱わないことといたします。したがって、税込み10万円未満のものについては、消耗品として当補助金の対象となりますので、この範囲内でのご活用をお願いいたします。	報告なし	市民部	市民活動課
8	岡田小	東岡見	2	【地域防災訓練の充実】 現在防災訓練は地区毎の采配により別々に行われていますが二次避難場所への移動(誘導)の際の問題点把握や移動後のトイレ、寝床、プライベートエリアの確保方法、飲食物の確保方法、ゴミの処理方法等の確認及び訓練はしたほうがよろしいと思いがいかがでしょうか。また、非常放送設備を使った訓練告知を地域の方に流すことはできないでしょうか。市からの放送であれば緊張感も違った訓練ができると思います。	市民の皆様にも参加をいただく第2次避難場所の開設、運営訓練につきましては、コロナ禍により、令和元年度以降実施できておらず、市としても、今年度は、是非実施したいと考えております。ただし、実施していない期間が長かったことから、避難所運営マニュアル等を見直す必要があり、今年度まずは、モデル的に1か所を実施し、それを市内の希望する区長さん方に見ていただくとともに、実施結果をマニュアル等に反映させたうえで、より実践的な防災対策につなげてきたいと考えております。また、訓練告知の際の非常放送設備の利用につきましては、6月の浸水想定訓練でも訓練放送をおこないますので、今後の訓練でも活用できるよう調整してまいります。	令和7年11月30日モデル地区として牛久二小学区で訓練を実施し、来年度以降他の地区でも実施して行く予定です。また、この訓練での反省点なども踏まえ、避難所運営マニュアルの改訂をおこないました。	市民部	防災課
9	岡田小	東岡見	3	【地区消防団の必要経費について】 地区消防団の詰所維持費や消耗品費、2着目の制服費用は個人負担との事ですが市からの支給が無いと各地区行政予算から支出となりますがこれは如何なものでしょうか。行政区に参加されていない方の負担0に対する不公平感、団員の方たちの意識高揚のため、市から適切な予算提供を考えていただければ幸いです。	消防団活動の経費につきましては、施設設備に関する維持費や修繕費、ホース等の消耗品など経費のほとんどは市予算で対応しておりますが、ご指摘のとおり2着目以降の活動服など分団に一部負担をお願いしている部分もございます。一方で、消防活動時に損耗した場合や消防活動に支障をきたす可能性がある場合は、市の予算で対応することもあります。	報告なし	市民部	防災課
10	岡田小	上柏田	1	【防災無線について】 今年3月に防災無線の一部停止の連絡を頂きました。2箇所でも鳴らなくなっているのを確認しています。区民の方から、聞こえないのは不安だとのお話がありました。緊急時の情報をメールやLINE、インターネットから得る方法もあるのですが、そのような事ができない方もいらっしゃいます。防災ラジオの貸し出しのお話を聞いた事があるのですが、手続き等が不明です。今後の防災無線の運用はどうなるのでしょうか？	現在、市内全域の防災無線について、アナログからデジタルへ更新する工事を行っております。上柏田行政区内の鳴らなくなっている2箇所は、本年度中に撤去予定の古いアナログ方式のもので、現在、使用していないものです。更新後はスピーカーの仕様が変わり、音の到達範囲が広がることで、難聴区域が改善されるものと考えております。屋内個別受信機もデジタル化され、新しいものに変更されます。貸出方法につきましては検討中でございますので、詳細が決まり次第ご連絡させていただきます。	11月、行政区回覧により戸別受信機貸し出しの案内・受付をおこないました。申請書を防災課へ提出いただき、内容を審査後、速やかに貸し出し(原則、窓口での受け取り)しております。受け付けは随時実施し、放送以外で情報取得が困難な方や各行政区にも貸し出しをおこなっております。	市民部	防災課
11	岡田小	上柏田	2	【指定緊急避難場所について】 上柏田では、第1次避難場所として、上柏田2号公園が指定されているが、豪雨災害の場合の避難場所にはならない。第2次避難場所の下根中学校は、浸水想定区域の小野川を渡る必要があり、2次災害の危険もある。災害時に第1次避難場所の上柏田2号公園に隣接する、すくすく広場の建屋の開放をお願いしたい。	第1次避難場所は、災害が発生した場合に、一時的に避難するための避難所で、各行政区の区民会館等を指定しております。豪雨災害時は、区民会館等の建屋内に避難することにより、一時的な身の安全確保につながりますが、災害の状況に応じて、在宅避難が有効な場合もございます。上柏田行政区はほとんどの住宅が高台にございますので、豪雨災害時は、特別な事情がない限り在宅避難が最善と考えております。自宅が浸水被害を受けている場合や避難所が遠い場合は、自宅の高層階に避難するなど状況に応じて柔軟に対応いただきたいと思います。また、すくすく広場の開放につきましては、関係部署との調整が必要となってまいりますので、協議させていただければと思います。	すくすく広場の開放について、関係部署と調整をおこないましたが、鍵の開閉の問題や地域の子育て支援機能が長期間麻痺してしまうといった懸念があり、1次避難所として開放することは困難であると考えています。今後、区民会館の建替計画もあるとうかがっておりますので、今後の状況や行政区の考えを尊重し柔軟に対応していきます。	市民部	防災課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(岡田小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
12	岡田小	中柏田	1	【植込みや街路樹が視界を妨げ交通事故の危険性が高い箇所があるので、対処をお願いします。】 ・温暖化や剪定回数の面からか、植込みや街路樹の成長が早いと感じる。適正な手入れができないなら、景観よりも安全面を重視しその部分を伐採し除去することも必要だろうと思います。 ・県管理だが国道408号沿歩道の植込み・街路樹には視界を制限する箇所が多い。特にセントラル病院出入口付近は視界が妨げられる。また、植込みの幅も広がり歩道が狭くなっている。管轄外かもしれないが、市として何かできないものではないでしょうか。 ・県道272号(ふれあい通り)沿の歩道の植込み・街路樹にも視界を制限する箇所が多い。中でも栄町5丁目品龍寺脇丁字路は、市役所方面から出てきてふれあい通りを右左折する際に、右側からくる車が見づらく危険です。クリニック駐車場側歩道の植込みの除去を提案します。	国道408号線及び県道272号線(ふれあい通り)の当該箇所は高木低木ともに牛久市で管理をしております。高木については、年に一度秋頃に剪定を実施し、低木については、視界が妨げられないよう、できるだけ低く刈込みを実施しております。植樹帯には、事故が起きた際の緩衝材としての役割等もあることから、道路管理者である県と協議し、高木の伐採・撤去につきまして検討してまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	セントラル病院出入口付近及び品龍寺脇丁字路付近の植込み・街路樹について、県との協議が完了しましたので、今年度中に伐採を実施いたします。	建設部	都市計画課
13	岡田小	中柏田	2	【地域コミュニティ活性化事業(たまり場活動)の備品費設定について】 今年度、地域コミュニティ活性化事業(たまり場活動)の見直しが行われ、区としても分かりやすくなりました。しかし、補助金の交付対象経費の明確化の中で備品費がないことが疑問です。卓球をするには卓球台が必要です。新しいたまり場活動を始めるにはそれなりに備品が必要です。維持管理費や消耗品費やその他の分かりにくい経費ではなく、備品の必要性を認め、備品費というものを設定して、区のみたまり場活動の充実を支援して欲しいです。	「地域コミュニティ活性化補助金」は、集会所を利用した活動に対し補助金を交付しているところですが、この度の制度改正により、補助金の交付対象経費を明確化いたしました。なお、当補助制度は、補助対象年度内の活動に対して支援を行うものですので、当該年度を超えて使用する備品については補助金対象外経費といたしました。しかしながら、当初、「牛久市物品管理規則」に基づき、「その品質又は形状を変化することなく比較的長期間継続して使用に耐えるものうち、取得価格が1万円以上のもの」が備品にあたることをご説明しておりましたが、一般的な会計上の勘定科目といたしましては、備品は10万円以上のものを指すことから、当補助制度もそれに倣い、税込みの取得価格が10万円未満のものについては、備品として扱わないことといたします。したがって、税込み10万円未満のものについては、消耗品として当補助金の対象となりますので、この範囲内でのご活用をお願いいたします。	報告なし	市民部	市民活動課
14	岡田小	中柏田	3	【学校体育施設開放で体育館やグラウンド等を利用している方も、緊急時に備えてAEDが利用できるよう設置場所・方法を再考してほしいです。】 ・現在の各学校に設置されているAEDは、校舎が施錠されている休日や夜間には利用できないからです。AEDは高価であり、精密機器でもあるので、無施錠の屋外に置くことも心配です。しかし、AEDの設置は重要です。緊急時に使えないのではAEDの設置の意義が問われてしまうのでは。口	AEDは緊急時の対応で使用されるものであることから、設置場所の変更を含めて、各学校の意見も聞きながら関係各課と検討を進めて参ります。	AEDの重要性を鑑み、各学校の意見も聞きながら、より効果的な運用ができるよう検討を重ねております。	教育委員会	スポーツ推進課
15	岡田小	松ヶ丘	1	【柏田第4街区児童公園】 松ヶ丘入口短絡路の樹木、4〜5本の剪定をお願いしたい。	当該公園につきましては成長の著しい樹木、越境しそうな樹木を中心に1年おきに剪定作業を実施しております。お話を伺ったところ、剪定ではなく、伐採してほしいとのことでしたので、令和7年6月12日に伐採を実施いたしました。	報告なし	建設部	都市計画課
16	岡田小	上太田	1	【令和6年度タウンミーティング意見書への対応】 令和6年度タウンミーティング意見書にて、一時停止線の引き直しおよび一時停止標識の設置について、2件の要望をしておりますが、未だ実施されておられません。これまでの対応の状況、今後の予定を確認したい。	令和6年度は上太田地区内の指導停止線の引き直し、一時停止標識の設置と上太田から結末方面へ向かう三差路の一時停止線の引き直しのご要望をいただきました。上太田地区内の指導停止線につきましては、令和6年度中に、市において、修繕いたしました。また、上太田地区内の一時停止標識の設置と上太田から結末方面に行く際の三差路の一時停止線の引き直しについてですが、「止まれ」の道路標識の設置や交通規制を伴う道路標示である停止線の引き直しは、警察署の所管する事項であるため、令和6年8月30日に市長より牛久警察署長に直接要望書を提出しております。今後は警察と調整を図りながら引き続き要望してまいります。	令和7年9月2日、牛久警察署に要望書を提出いたしました。	市民部	地域安全課
17	岡田小	上太田	2	【ごみ集積所への行政区外からのごみの持ち込み防止】 上太田会館に設置されているごみ集積所に、区外からのごみの持ち込みが確認されています。一度に大量のごみが持ち込まれるなど、区民のごみ出しに支障となっています。効果的な対策はないでしょうか。	区外からの大量のごみの持ち込みの状況が確認された場合、市では集積所の利用者である区民以外の方向けに、利用できないことを伝える注意喚起の案内を設置しております。今回ご意見をいただき、早速、看板を設置させていただいたところですが、ごみの持ち込みが続くようでしたら、廃棄物対策課までご相談いただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
18	岡田小	岡見	1	令和4年、市道1071号線・1076号線に住する区民の緊急車両の出動要請に対し、要請宅迄到着できなかったことから、令和元年にて当該路線の拡幅改良工事の要望書を提出していたが、道路整備課のアドバイスで現況での簡易舗装工事とすべく隣接地権者の承諾書添えて請願していました。しかし、令和6年、7年とも年間予算に採用されませんでした。この路線に住する区民も高齢化してきていることもあり、緊急車両の出動が増える事が想定されます。以前の様な事は経験したくありません。どこも要望が多く順番待ちであるとの事ですが、早く実現できますようお願いするところでもあります。 ・要望は自動継続されるとの事ですが、地権者も何時まで存命されるかわかりません、有効年数はありますか？取り下げなければ永久に？ ・1076号線の入口側(通称:馬頭観音側)から進入する坂道の路面に凹凸が多くなり、特に雨天の場合不便との声を聞いてはいるが、上記要望をしている事から個別要望を控えている状況、可能であればこの個所だけでも補修をお願いしたいと思います。(現地写真を添付します)	当該路線の状況につきましては、十分状況を把握しております。市内各所より同様の要望も多数ある中、皆様には協力をいただきまして、簡易的な整備へ向け、出来ることから進めていけるよう考えていきます。いただいた要望につきましては、途絶えることなく継続してまいります。次に市道1076号線の入口側から進入する坂道の補修については、不具合の状況を確認しましたので、現在、補修工事を業者へ依頼しております。	損傷が著しい坂道部分の舗装補修を7月中に完了いたしました。	建設部	道路整備課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(岡田小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
19	岡田小	岡見	2	<p>国道408号線路面の傷みが有り大型車の通行により振動が発生、屋内でも振動が感じられ、時に安らかな生活が妨げられる状況であり、早急な改善を要望する事は、昨年度も申し添えました。その後1年が経過し、コロナ明けの経済活動復活による交通量の増加と酷暑によるアスファルト面の軟弱化で凸凹状態が顕著になっています。</p> <p>竜ヶ崎工事事務所は路線ごとの改修計画は無いとの事であるが、国道の維持管理にスケジュールが何も無く実施しているとは思えません。公表する事によって生じる影響が大きい事から「計画はない」としている様に思えます。</p> <p>また、昨年度の回答の中で、都市計画が決定している「仮称：岡見バイパス」の整備について県への要望を進める、との事でありましたが、その後の進捗や何かお話できる情報はありますか？</p>	<p>昨年度に引き続き令和7年6月20日付で竜ヶ崎工事事務所に要望書を提出いたしました。維持管理のスケジュールにつきましても、要望書に記載しております。</p> <p>なお、竜ヶ崎工事事務所より以下の回答がありました。</p> <p>国道408号線の舗装修繕につきましては、これらの要望等を受け、県庁と協議したところ、本年度下半期に舗装修繕予算が得られる見込みとなったことから、次の通り優先的に対応したいと考えております。</p> <p>①土浦竜ヶ崎線の旧道側との交差点については、数年前に舗装修繕を行っており、現地を確認したところ、ひび割れは目立ちませんが、わだち掘れが見られたことから、振動の原因と平坦性を今後調査し、わだち部の切削などの対応が可能か調査いたします。</p> <p>②土浦竜ヶ崎線のバイパス側につきましては、牛久岡見郵便局に向けて舗装の劣化が見られることから調査を行ったところ、路盤からの再構築が必要と判断されましたので、今年度下半期に交差点から郵便局の間で路盤改良・舗装修繕工事を実施する予定です。 以上</p> <p>今後、進捗等がございましたらご報告いたします。</p> <p>なお、現在、圏央道の4車線化が進んでおり、アクセス道路の整備を重点に進めているとの事でありました。岡見バイパスの整備につきましては、これらの整備に伴う交通状況の変化を見極めた上で検討していくとの事です。</p>	<p>①、②につきましては、県で調査し修繕工事を発注済みであり、業者も決まり準備中との事です。岡見バイパスの整備につきましては、市としても竜ヶ崎土木協会から県への要望活動の中で早期事業化の要望を出しております。</p>	建設部	道路整備課
20	岡田小	第8岡見	1	<p>私どもの地域の交通インフラについて、現在はコミュニティバス、移送サービス、うしタク、一般タクシーの活用がありますが、ライドシェアが創設され、移動方法が多岐になりました。しかし、最も適切な利用方法の判断がつかない状況である。</p> <p>また、このまま進むと、交通難民地区を作って住みにくい地域として認識されると地域の活力が失われて空家等の増加で治安の悪化・不審火・野生動物による家屋の破損や作物の被害が想定されます。そこで市の対策のそれぞれの利用にあたり条件や使い勝手の比較表を明示していただき、安全で利便性のいい移動の方法の選択できるようにしてほしい。</p> <p>①交通インフラについて現状と将来的にはどのような形を目指すのかお聞きしたい。</p> <p>②その計画に向けての方策とスケジュールについて</p> <p>③現在の交通インフラの活用について</p> <p>市の対策のそれぞれの利用にあたり条件や使い勝手の比較表を明示していただき、安全で利便性のいい移動の方法の選択できるようにしてほしい。</p> <p>自治会が協力できることはありますか。</p>	<p>各種事業の現状ですが、かっぱ号につきましては、運転手不足に伴い、減便が生じたものの、利用状況はコロナ禍以前の数値まで戻ってきている状況です。今後も利用者のニーズに応じたダイヤ編成を行ってまいります。</p> <p>うしタクにつきましては、令和2年度から事業が開始して5年が経ち、市民の皆様にも定着したこともあり、年々利用者が増えている状況です。一方、台数が3台と限りがあるため、年々、予約のお断り件数が増えております。</p> <p>ライドシェアにつきましては、制度の周知不足や登録手続きにスマートフォンが必要な事も影響し、利用が伸び悩んでいるのが現状ですが、説明会や登録の補助の実施、市街化調整区域に居住する、うしタク利用者へのダイレクトメールの送付により、登録者、利用者が徐々に伸びている状況です。</p> <p>ボランティア移送サービスにつきましては、実施しております地区社会福祉協議会のドライバーの高齢化が進んでおり、今後の継続が課題と考えております。</p> <p>市では公共交通機関の連携・役割分担の下、利便性が高く、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供の確保を目的とし、「牛久市地域公共交通計画」を策定しており、本年度改訂作業を進めております。</p> <p>前述のとおり、牛久市の公共交通には様々な課題があることから、現状と課題を改めて整理し、公共交通のあるべき姿や基本的な方針を見直す必要があると考えており、持続可能な地域公共交通サービスの提供を確保するため、今後も関係者間で公共交通に関するビジョンを共有しながら、計画に基づいた地域公共交通施策に取り組めるよう議論を進め、計画の改訂を進めてまいります。</p> <p>また、各事業の比較表につきましては、行政として提供している公共交通にはコミュニティバスかっぱ号、乗合タクシーうしタク、地域連携公共ライドシェア、社会福祉協議会が実施しているボランティア移送事業があり、市民の皆様が自分自身にあった公共交通手段を選択できるよう、わかりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>なお、ライドシェアにつきましては、まだまだ認知がされていない状況となっておりますので、ライドシェアが利用できます市街化調整区域にお住いの区長の皆様には、サービスの周知・啓発、また、ご利用につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	<p>第8岡見行政区におきまして、令和8年2月19日に「牛久市の公共交通について」をテーマとして、牛久市行政情報出前講座を実施し、市の主要サービスであるコミュニティバスかっぱ号、乗合タクシーうしタク、地域連携公共ライドシェアのサービスの比較表を示したうえで、各種サービスの特徴や違い、また、それらのサービスの活用事例について、ご説明をさせていただきました。また、現在、策定しております第2次牛久市地域公共交通計画では、公共交通の全体のあるべき姿として、「当市における公共交通を必要とする市民の特性は、自家用車や家族等による送迎が利用できない高齢者や若年層、障がい者等であり、今後も少子高齢化が継続することが見込まれていることから、今後の交通は、高齢者を「はじめとした公共交通を必要とする方に重点を置き、地域における移動の課題解決を目指す。」としています。このあるべき姿の実現に向けた施策は複数ありますが、重点的に取り組む公共交通施策として、「市内バス網の再編を含めた路線バス・かっぱ号の運行」および「タクシー関連施策の見直し」を位置付けており、バス事業におきましては、市民の移動手段の確保および利便性向上のため、運転手不足に対応し、路線バスとかっぱ号における重複解消を目的とした市内バス路線の再編に向けた協議を進めているところです。また、タクシー事業におきましては、タクシー、うしタク、公共ライドシェアの関連施策の見直しにおいて、民業とのバランスを考慮しつつ効率性の向上に向け検討を進めてまいります。</p>	経営企画部	政策企画課